

沿岸広域振興局長告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年2月16日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

介護予防訪問看護

| 介護保険事業所番号  | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称       | 事業所の所在地          | 廃止年月日     |
|------------|------------|--------------|------------------|-----------|
| 0361090004 | 医療法人勝久会    | 松原訪問看護ステーション | 陸前高田市高田町字中田69番地2 | 令和6年3月31日 |